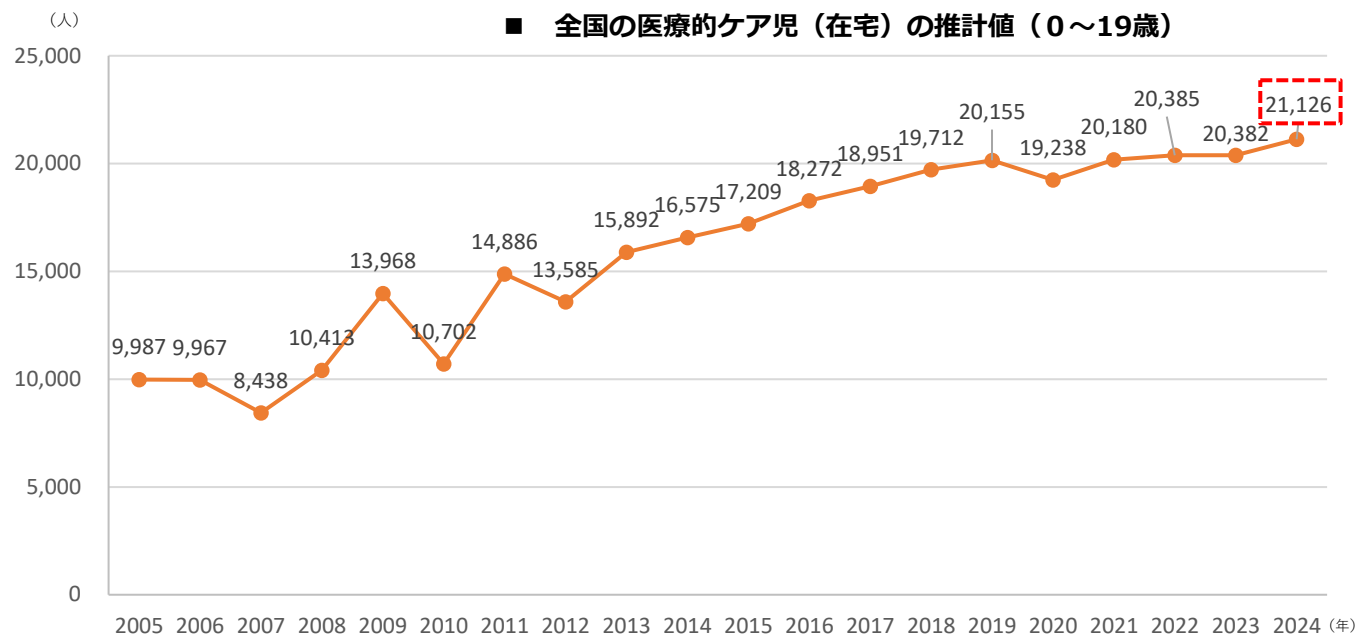


# 医療的ケア児について

○医療的ケア児とは、新生児集中治療室（NICU：Neonatal Intensive Care Unit）等を退院した後も、引き続き、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケア※が日常的に必要な児童のこと。

○全国の医療的ケア児（在宅）は、2万人を超えている（推計）。

※「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。



その他の医療行為とは、  
気管切開の管理、  
鼻咽頭エアウェイの管理、  
ネブライザーの管理、  
酸素療法、経管栄養、  
中心静脈カテーテルの管理、  
皮下注射、血糖測定、  
継続的な透析、導尿等

出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」  
及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計によりこども家庭庁支援局障害児支援課で作成



## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

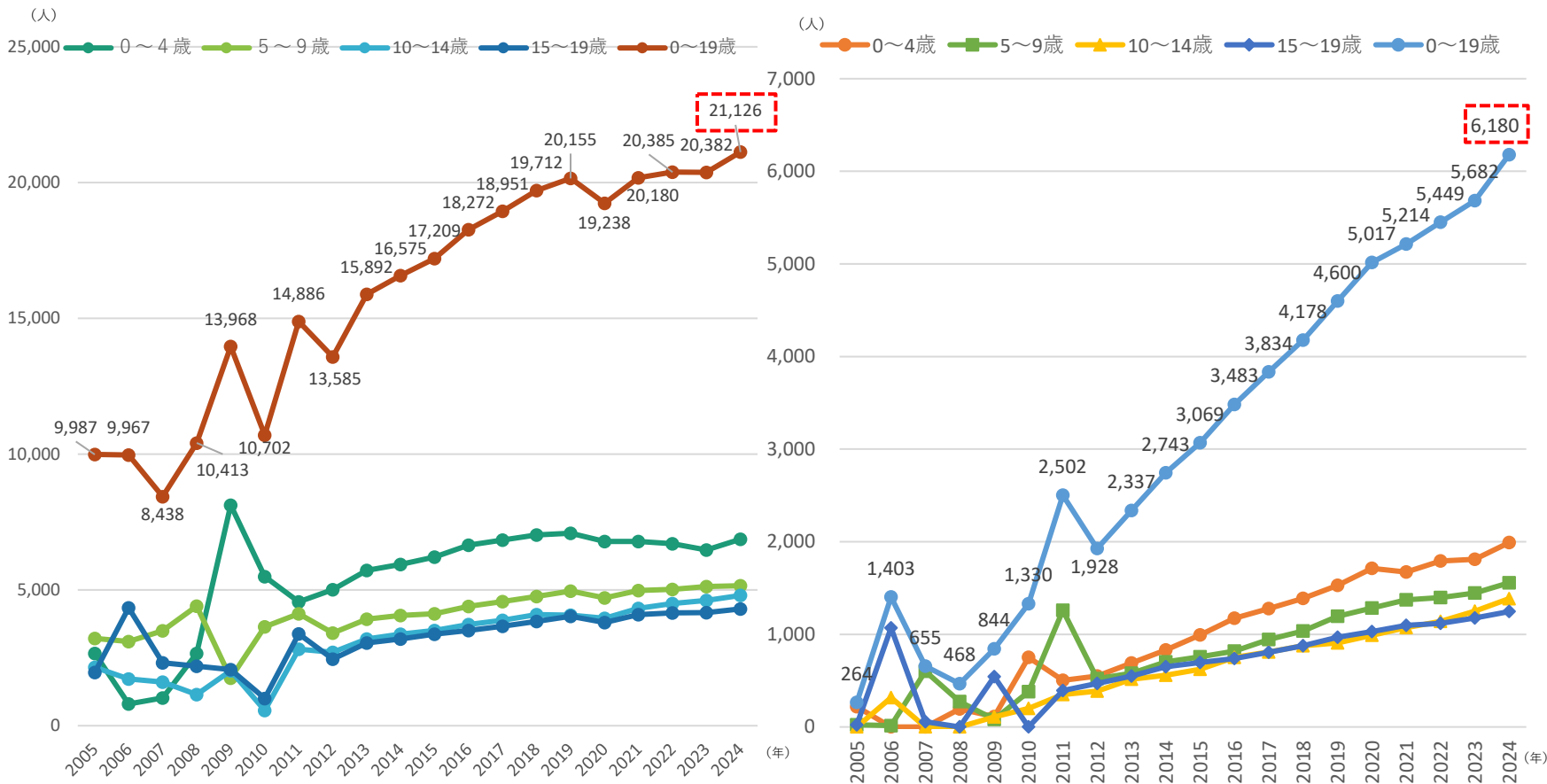
第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

# 年齢階級別の医療的ケア児数等

- 年齢階級別の医療的ケア児数は、低年齢層（0～4歳）の増加率が高く、高年齢層（15～19歳）も着実に増加
- 人工呼吸器を必要とする医療的ケア児数は、全体的に一貫した増加傾向、特に2010年代後半から増加が顕著

■ 年齢階級別の医療的ケア児数（在宅）の年次推移（推計） ■ 年齢階級別の人工呼吸器を必要とする医療的ケア児数（在宅）の年次推移（推計）



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分、2024年のみ8月審査分）により子ども家庭庁支援局障害児支援課で作成  
人工呼吸器を必要とする児数については、「C107 在宅人工呼吸指導管理料」実施件数による。